

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーンネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org
編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

198 03/11/1

¥100

国際NGO「中堅国家構想(MPI)」

NAC決議支援に奮闘

問われる日本決議と市民活動

10月15日、新アジェンダ連合(NAC)や日本政府が国連総会に核軍縮関係の決議案を提出した。NACは昨年に引き続いて、包括的な決議案と同時に戦術核の削減に絞った決議案を提出した。NAC決議案は、現在の核の危機を特徴づける「核兵器永久化」と「核拡散」の両面の危機を、NPT体制を基盤とする多国間協議で解決するという思想に貫かれたものである。それに対して、「核の傘」依存国の日本決議案は、思想軸のない現実主義へとますます形骸化して行く危険性を見せている。日本の市民活動は、世界の傾向を変える切り口として、厳しく日本の政策転換を迫る力量が問われている。

NAC決議：中道を固める

国際NGO中堅国家構想(MPI。議長：カナダ上院議員・ダグラス・ロウチ)は、現在の危機的状況のなかで、NACが1998年に誕生したときの役割、つまり非同盟運動(NAM)と核兵器保有国の対立が膠着し、核軍縮への前進が困難になっていた構造を乗り越える、「新しい橋渡しの役割」の重要性を再確認し、その立場でNAC決議案支援に力を注いでいる。

今年のNAC決議案の特徴は、昨年の国連総会でNATO(北大西洋条約機構)諸国の中で、カナダだけがNACの新アジェンダ決議に賛成した状況を踏まえて、積極的に他のNATO諸国(ドイツ)と意見調整を図ろうとしていることである。2-3ページに決議案「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダ」の全訳を掲げたが、これにはさらに修正が加えられている。(修正内容は、未着)

そのような努力の中で、NACが貫こうとしているのは、次の三つの現在の課題を取り上げることである。

- 1 核兵器の拡散(インド、パキスタン、イスラエル)や拡散の可能性(朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、イランなど)
- 2 安全保障政策における核兵器の役割を減じるところが増やそうとする傾向(具体的には、米国の新型核兵器への傾斜)
- 3 核拡散の問題を、多国間条約に基づく機構ではなく、一方的な軍事的「対拡散(カウンター・プロリファレーション)」手段に訴える動き(米英のイラク侵略など)

これらは、いずれもNPT体制を崩壊させるものであり、これらの問題を正確かつ公正に取り上げようとするNACの姿勢は、正しい外交戦略であると評価できる。

批判への反論

MPIは、多くの米国同盟国から投げかけられるNAC決議への批判に対して反論をまとめているので、それを要約しておこう。これまで、日本政府が口にしてき

たNAC批判にも当てはまる事からである。核兵器国が行った好いことを取り上げていない

米口とIAEAの三者構想の完了(前文14節)モスクワ条約(主文9節)を正確に評価している。もし存在すれば、偏見なく前進を前進と書く姿勢である。

核兵器国のみならず、拡散国に甘い非核兵器国との協議や核兵器国との交渉の中で、NACは2002年決議に含まれていたこの点からの批判箇所を改善した。しかし、2002年に指摘したこと正しさが、その後より明確になった点もあることを忘れてはならない。(たとえば米国の新型核兵器に関する危険な動向)

NAC決議を支援すれば、非核兵器国と核兵器国との関係を悪くさせ、今後核兵器国を取り込む接点を失わせる

核兵器国を取り組むのは、核兵器国を核軍縮と核不拡散の方向に前進させるためである。非核兵器国は自国の主張としては核軍縮と核不拡散の政策を発表している。自分たちの政策に固執する

6ページへつづく → ◆

核兵器のない世界へ 新しいアジェンダ

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン提出決議案

2003年10月15日 A/C.1/58/L.40

総会は、

1998年12月4日の決議53/77Y、1999年12月1日の決議54/54、2000年11月20日の決議55/33および2002年11月22日の決議57/59を想起し、

核兵器の存在が人類の生存に対する脅威であること、そのような兵器に対する唯一の実質的な保証は、その完全な廃棄、および再び使用されたり製造されたりしないという保証であることを確信し、

核兵器の維持が、拡散の原因となったり、非国家主体の手に渡ったりする危険をもたらしていることを確信し、

核不拡散と核軍縮は、相互に補完し強化しあうプロセスであること、そして、核不拡散の促進への根本的な前提条件は、核兵器削減における継続的かつ不可逆的な進展であることを再確認し、

国際の平和と安全の維持と強化には国際社会全体としての参加が枢要であること、そして、国際的な安全保障は、集団的な関与が必要とされる集団的な関心事であることを宣言し、

軍縮の分野で国際的に交渉されてきた諸条約が、国際の平和と安全に根本的な貢献をしてきたこと、そして、一方的および二国間の核軍縮措置は、核軍縮に向けた、条約に基づく多国間アプローチを補完することを宣言し、

1996年7月8日にハーグで出された「核兵器の威嚇または使用の合法性」と題する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見に留意し、

核兵器国が核兵器を無期限に保有するという仮定は、核不拡散体制の一貫性や持続性、さらには国際の平和と安定の維持というより広い目標とは相容れないことを宣言し、

核不拡散条約(NPT)の各条項は、いかなる時にも、いかなる状況においても締約国を拘束すること、条約に基づく義務の厳格な遵守に関して、すべての締約国が完全に責任を果たすことが肝要であること、条約では核軍縮の約束が明記されており、その履行が依然として緊要であることを宣言し、

2000年NPT締約国再検討会議で合意さ

れた13項目の核軍縮措置の履行について、今日までにわずかな進展しかないことを深く憂慮し、

軍縮会議(CD)が、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、核軍縮へのとり組みと、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間かつ国際的で、効果的に検証可能な条約の交渉再開に失敗し続けていることを深く憂慮し、

包括的核実験禁止条約(CTBT)が依然として発効していないことを深く憂慮し、

核不拡散条約の信頼性を向上させる上での定期報告の重要性を強調し、

解体された兵器から取り出された余剰核物質を国際的な保障措置のもとに置くことを目的とした、国際原子力機関(IAEA)ロシア連邦、アメリカ合衆国による三者構想の第一段階が、2002年9月、成功裏に完了したことに留意し、

非戦略的核兵器のさらなる削減は、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部であることを確信し、

二国間の合意にもかかわらず、核兵器の完全廃棄につながる過程において、5つすべての核兵器国がと組んでいる兆候が見られないことに留意し、

すべての核軍縮措置に、透明性、検証可能性、不可逆性という基本原則が適用されることが重要であることを宣言し、

NPTに未だ加盟しておらず、保障措置の下にない核施設を運転しているインド、イスラエル、パキスタンの3カ国が核の選択肢を保持していることを深く憂慮し、とくに地域の不安定さは国際的な安全保障に影響を与えることから、この文脈で南アジアと中東において地域的な緊張と安全保障状況の悪化が続いていることを深く憂慮し、

朝鮮民主主義人民共和国によるNPT脱退宣言と、IAEA保障措置の下に置かず寧辺の原子炉を再稼動するという決定に対して深く憂慮し、

ミサイル防衛の開発が核軍縮と核不拡散に否定的な影響を与えて、地球上や大気圏外における新たな軍拡競争へとつながっていくかもしれないことを懸念し、また大気圏外における軍拡へとつながるような

行動がとられてはならないことを強調し、

核兵器の使用の正当化、および起こりうる新型核兵器の開発など、安全保障戦略の一環として核兵器により広い役割を認めるアプローチが現れつつあることを深く懸念し、

非核地帯の発展に向けた進展を歓迎し、

国連ミレニアム宣言にて、国家および政府の元首たちが、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の廃棄にむけて努力し、核の脅威を除去する方法を確認するための国際会議の開催の可能性も含めて、この目的達成のためにあらゆる選択肢をとっておくことと決議したことを想起し、

2000年NPT再検討会議の最終文書において、全ての締約国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成すると核兵器国が明確に約束したことを考慮に入れつつ、

- 1 核兵器が使用される可能性が引き続き人類にとって脅威となっていることを再確認する。
- 2 新たな核軍拡競争に結びつくような行動や、核軍縮や核不拡散に否定的な影響を与えうるあらゆる行動を慎むようすべての加盟国に要求する。
- 3 核軍縮と核不拡散の分野において、国際条約と国際法の下でのすべての義務を遵守するようすべての加盟国に要求する。
- 4 核軍縮を達成するために必要な青写真を提供する成果を出した2000年NPT再検討会議において達成された合意の完全かつ効果的な履行を、断固として追求するようすべての加盟国に要求する。
- 5 CTBTの早期発効を達成するために必要な署名と批准の重要性と緊急性について合意する。
- 6 CTBTが発効するまで、核爆発実験やその他の核爆発のモラトリアムの維持を要求する。
- 7 国際監視システムの設置に関する進展の文脈において、CTBT発効の緊急性を強調する。
- 8 核兵器国に対し、他の核軍縮または削減合意やイニシャティブとともにNPTにおける誓約を履行すること、そして、核弾頭の破壊に際して不可逆性の原則を適用すること、再配備可能な形でそれらを保持しないよう要求する。
- 9 戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約)によって描かれた作戦配備の戦略核弾頭数の削減は、アメリカ合衆国とロシア連邦の関係における建設的な一歩であることを認識し、この条約を検証可能かつ不可逆的なものにし、非作戦配備の弾頭に対処し、それを一つの核軍縮措置とするよう両国に対して要求する。
- 10 非戦略核兵器のさらなる削減が、核兵器

の廃棄に向けた重要な段階として、より優先されるべきであること、そして、そのような削減は以下のような包括的な方法で実行されるべきであるということに合意する。:

- (a) 一方的なイニシアティブに基づくもの、および核軍備削減と軍縮過程の不可欠な一部としての非戦略核兵器のさらなる削減と廃棄。
- (b) 透明性、検証可能性および不可逆性をもつ方法で削減が履行されること。
- (c) アメリカ合衆国とソビエト連邦 / ロシア連邦の大統領による1991年と1992年の核イニシアティブの維持、再確認および履行。
- (d) ロシア連邦とアメリカ合衆国の大統領による核イニシアティブを法的拘束力のあるものへの公式化、および両国の非戦略核兵器のさらなる削減にむけた交渉の開始。
- (e) NPTで誓約された核軍縮過程の一環として核兵器国がそれらの兵器を取り除き、のちに廃棄するため、非戦略核兵器、その部品、関連物質の輸送および保管のための特別保安措置や物理的な防護措置を、とりわけ、物理的に安全な中央の保管場所にそれらの兵器を置くことを通じて強化すること。また、これに関連して、このような兵器を保持するすべての核兵器国によってとられる必要な措置。
- (f) 非戦略核兵器による脅威を削減するための、さらなる信頼醸成と透明性を高める措置の達成。
- (g) 非戦略核兵器が使用される危険性を低くするための、核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減に向けての具体的な合意措置の達成。
- (h) 非戦略核兵器を保有する核兵器国による、作戦配備の兵器の数や種類を増やさず、そして新型の非戦略核兵器の開発やそれらの使用の正当化をしないという約束。
- (i) いくつかの核兵器国の保有核兵器からすでに外された種類の非戦略核兵器の禁止、およびこれらの兵器の廃棄を検証するための透明性メカニズムの構築。

- 11. 核兵器国に対して保有核兵器と軍縮措置の履行に関する透明性ならびに説明責任の向上を要求する。
- 12. 軍縮会議 (CD) が遅滞なく核軍縮を扱う適切な特別委員会を設立しなければならないことに合意する。
- 13. CDが、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮しつつ、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する、差別的でない、多国間の、国

際的かつ効果的に検証可能な条約の交渉を再開するべきであることに合意する。

- 14. CDが、1992年2月13日の決定に含まれている、あらゆる側面における大気圏外での軍拡競争の防止に関する委託任務の検証とその更新作業を完了させ、可能な限り早期に特別委員会を再度設立するべきことに合意する。
- 15. 核兵器の完全廃棄につながるような過程に5核兵器国すべてを切れ目なく統合してゆくような措置をとることを核兵器国に要求する。
- 16. これまでの会議での審議と結果を視野に入れたうえで、2005NPT再検討会議の第3回、適当であれば第4回準備委員会は、再検討会議への勧告を含む報告書を作成するために最大限の努力を払うべきであることに留意する。
- 17. NPTの信頼性を向上させる上での定期報告の重要性を強調する。
- 18. 条約の締約国であるすべての非核兵器国に対する法的拘束力のある安全の保証が多国間交渉によって締結されるまで、安全の保証に関して実存する誓約を完全に尊重するよう核兵器国に要求する。
- 19. NPT締約国に提出されている安全の保証に関する提案に留意する。また、この問題をどのように前進させるかについての再検討会議への勧告作成のために、第3回準備委員会において安全の保証について徹底的に検討する時間を設けるよう、2005再検討会議の準備委員会に要求する。
- 20. NPTの締約国にならないう、保障措置の下にない核施設を運転しているインド、イスラエル、パキスタンの3カ国に対して、同条約に非核兵器国として迅速にかつ無条件に条約に加盟すること、そして求められている包括的な保障措置協定を、IAEA理事会によって1997年5月15日に承認された「保障措置適用のためのIAEAとの合意に追加されたモデル追加議定書」にしたがった追加議定書とともに発効させること、さらに核兵器開発や配備を追求するあらゆる政策を明確かつ緊急に撤回すること、および、地域と国際の平和と安全や核軍縮と核兵器の拡散防止のための国際社会の努力を損なうようなあらゆる行動を慎むことを要求する。
- 21. 関係する地域の国々の間で自由に達成されたどし決めによる、国際的に認知された非核兵器地帯の設立が、世界的、地域的な平和と安全を前進させ、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

- 22. 中東と南アジアにおける緊張に懸念を表明し、中東における非核地帯およびその他の大量破壊兵器のない地帯の設立、および南アジアにおける非核地帯の設立に対する支持を継続する。
- 23. 全面的保障措置協定をIAEAとまだ締結していない国に対してはそれを締結し、保障措置協定の追加議定書をモデル議定書に基づいて締結するよう要求する。
- 24. NPT条項の完全遵守のために、最近の宣言を再考するよう北朝鮮に求める。また、これに関連して、この状況に対する早期かつ平和的な解決、および朝鮮半島における核のない地域の設立にむけたすべての外交的努力を支持する。
- 25. IAEAは、NPT締約国の核関連施設が平和的目的のためにのみ使用されていることを検証し、確認することが可能でなければならぬと強調する。そして、IAEAへのそれぞれの義務を履行するにあたって生じる諸問題を解決するために、同機関と完全かつ迅速に協力するよう締約国に要求する。
- 26. ロシア連邦とアメリカ合衆国に対し、両国によって署名された「プルトニウムの管理と処分に関する協定」に示された検証要求を実行するため、IAEAにアプローチすることを要求する。要件の実行は、すでに合意され、IAEAとロシア連邦あるいはアメリカ合衆国との新しい検証協定において使用が可能となっているモデル法的枠組みを基礎として行われる。
- 27. すべての核兵器国が、軍事目的には必要とされない核分裂性物質を、実現可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度を作ることを、およびそのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを確実にするため、そのような物質を平和目的のために処分するための制度を作ることを要求する。
- 28. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された、法的拘束力のある条約や、相互に補強し合う一連の条約体系を含む枠組みによる下支えを必要としていることを確認する。
- 29. 総会議決57 / 59の履行に関する事務総長の報告書を承認し、現在ある資源の範囲内で、本決議の履行に関する報告書を作成するよう事務総長に要求する。
- 30. 第59総会の暫定的議題の中に「核兵器のない世界へ：新アジェンダ」と題する項目を含め、この決議の履行について検討することを決定する。

(訳：市岡真之、ピースデポ)

印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

核兵器完全廃棄への道程

2003年10月15日 A/C.1/58/L.53

オーストラリア、コートジボワール、イタリア、日本、スイス提出決議案

総会は、

1994年12月15日の決議49/75H、1995年12月12日の決議50/70C、1996年12月10日の決議51/45G、1997年12月9日の決議52/38K、1998年12月4日の決議53/77U、1999年12月1日の決議54/54D、2000年11月20日の決議55/33R、2001年11月29日の決議156/24N、2002年11月22日の決議57/78を想起し、

国際の平和および安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補完し強化し合うことを認識し、大量破壊兵器の拡散により危険が増大していることを深く憂慮し、

核の惨禍を回避するために、あらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核不拡散条約(NPT)が、国際的な核不拡散体制の礎として、また核軍縮を追求する上で必要不可欠な基盤として、決定的に重要であることを再確認すると共に、東チモールの本条約加入決定を歓迎し、

条約や核不拡散体制に対する最近の挑戦が、完全遵守の必要性をさらに高めていることとともに、すべての締約国が遵守するという信頼性がなければ条約はその役割を果たしえないことに留意し、

一方的、あるいは、さらなる核軍縮への一歩となるべき米国とロシアによる戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約)の最近の発効を含む交渉を通じた、核兵器国による核兵器削減の進展、および国際社会による核軍縮・不拡散に向けた努力を認識し、

核軍縮におけるさらなる進展は、国際的な核不拡散体制を強化し、国際の平和と安全の確保に資するとの確信を再確認し、

先般の核実験以降、核兵器の実験的爆発または他の核爆発に関するモラトリアムが継続していることも歓迎し、

2000年NPT再検討会議の最終文書が成功裏に採択されたことを歓迎するとともに、その結論を履行することの重要性を強調し、

2005年に開催されるNPT再検討会議に向けた2003年4-5月の第2回準備委員会における、強化された再検討プロセスの建設的な立ち上がり歓迎し、

2002年12月に東京で開催された国際原子力機関(IAEA)保障措置強化のための国際会議を含むIAEA保障措置のさらなる強化を目的とした一連のセミナーが成功裏に開催されたことを歓迎し、前述のセミナーや会議の成果を最大限利用することを通じて、保障措置および追加議定書の普遍化によってIAEA保障措置システムがさらに強化される

ことへの希望を共有し、

ロシアと米国が、両国間の新たな戦略関係に関する共同宣言に従って、集中的な協議を継続し完了することを奨励し、

さらに包括的核実験禁止条約(CTBT)第14条に基づいて2003年9月3-5日にウィーンで開催された第3回CTBT発効促進会議の最終宣言を歓迎し、

テロリストが核兵器または関連物質、放射性物質、機材および技術を取得または開発することを防止する重要性を認識するとともに、これに関連するIAEAの役割を強調し、

未来の世代のための軍縮・不拡散教育の重要性を強調するとともに、第57総会に提出された、軍縮・不拡散教育に関する国連の研究に関する国連事務総長の報告書に含まれた勧告を歓迎し、

以下決議する。

1 NPTの普遍性を達成することの重要性を再確認するとともに、未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請する。

2 NPTの全締約国が、同条約上の義務を履行することの重要性を再確認する。

3 NPT第6条ならびに1995年のNPT再検討・延長会議における「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」決定の第3節および第4節(c)を履行する体系的、前進的努力のための、以下の実際的な措置の核心的重要性を強調する：

(a) 遅滞なくかつ無条件に、かつ憲法上の手続に従い、CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成することの重要性および緊急性、ならびにその発効までの間の、核実験爆発あるいはそれ以外のあらゆる核爆発のモラトリアム。

(b) 1995年の専門コーディネーターの報告書および同報告書に含まれた任務に基づき、また、核軍縮と不拡散の双方の目的を考慮して、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約を交渉するための特別委員会を、2004年会期内できるだけ早期にジュネーブ軍縮会議(CD)に設置し、5年以内に交渉を妥結すること、ならびに同条約の発効までの間の核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム。

(c) 作業プログラムを策定する文脈の中で、核軍縮を扱うことを任務とする適

切な下部機関を、2004年会期内のできるだけ早期にCDに設置すること。

(d) 核軍縮、核および核に関連する兵器の軍備管理・削減措置に関し、不可逆性の原則を含めること。

(e) 2000年NPT再検討会議で合意された、NPT加盟国が同条約第6条の下で誓約する核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束。

(f) ロシアおよび米国が、戦略的安全性および国際的安全保障を維持、強化するため、既存の多数国間条約に大きな重要性を置きつつ、戦略攻撃兵器の大幅な削減を行うこと。

(g) 国際の安定を促進し、かつすべてのものにとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、すべての核兵器国が核軍縮につながる以下の措置をとること：

(i) すべての核兵器国が、一方的な核軍備削減を継続するような一層の努力を払うこと。

(ii) 核兵器能力に関し、また、NPT第6条に従った合意の実行に関し、核軍縮に関するいっそうの進展を支える自発的な信頼醸成措置として、すべての核兵器国が透明性を向上させること。

(iii) 一方的なイニシアチブに基づき、かつ核兵器削減および軍縮の過程の不可欠な一部分としての、非戦略核兵器の一層の削減。

(iv) 核兵器システムの作戦上の地位を一層低減するための具体的な合意措置。

(v) 核兵器が使用される危険性を最小化し、核兵器の完全廃棄の過程を促進するための、安全保障政策における核兵器の役割の縮小。

(vi) 核兵器の全面的廃絶へ至る過程に、すべての核兵器国が早期にかつ適切に関与すること。

(h) 軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることを確認すること。

4 核兵器のない世界の実現のためには、核兵器廃棄の達成に向けた取り組みの過程におけるすべての核兵器国によるなおいっそう大幅な核兵器の削減を含む、さらなる措置が必要であることを認識する。

5 核兵器国が国連加盟国に対し、核軍縮に向けた進捗あるいは努力について然るべく通知するよう求める。

6 2004年にNPT再検討会議第3回準備委員会が開催されるにあたり、2005年NPT再検討会議の成功の重要性を強調する。

7 現在進行中の核兵器解体に係る努力を歓迎し、その結果として生じる核分裂性物

以下の決議文は、本誌194号で「あなたの市長をNPTへ」と題して紹介した「シティ・キャンペーン」の基礎となるものです。まだ非公式なものですが、内容に変更はないと思われるので紹介します。

核兵器廃絶に関する決議*

2003年10月17日と18日にマンチェスターで開催された平和市長会議理事会は、核軍縮の全般的停滞と国際的な核不拡散条約(NPT)体制の明白な危機の現出に対する危機感が全出席者から表明されたことを受け、「核兵器禁止緊急キャンペーン」を、NPT再検討過程を中心に展開することを承認した。このキャンペーンは、本年11月22日から24日にかけて長崎で開催される「第2回地球市民集会」において公式に打ち出される。

キャンペーンの要点は次のとおりである：
 (2004年)4月26日から5月9日にかけてニューヨークで開かれるNPT再検討準備委員会に、高位の市長代表団が出席し、政府代表やNGOと意見交換、協議を行う。
 核兵器の脅威、広島・長崎への原爆投下の60回目の記念日、そして来るべきNPT再検討会議に対する人々の関心を喚起するために、それぞれの都市において大衆的イベントを開催することを、すべての市長に要請する。
 キャンペーンには、2005年4月下旬にニューヨークで開催されるNPT再検討会議への圧倒的多数の市長、NGO、市民の動員、さらには世界中の都市で行われる大衆的行動が含まれる。
 世界平和市長会議は、核兵器のない平

和な世界を創造するための国際的な意志の結集を喚起するための連帯と協力を促進することを目的に、1982年、広島・長崎両市の市長によって設立された。

戦争においては常に、都市とそこに住む市民が被害者となる。核兵器が使われれば被害は全面的な破壊へと至る。このことを広島、長崎は示した。市民の生命を守るために戦争を防止し、核兵器を廃絶するためのあらゆる努力を払うことは、すべての市長の責務である。

2003年10月現在、平和市長会議には107の国及び地域の554の都市が加盟し、その数は急速に増えつつある。破壊されるべきは核兵器であり、都市ではないということこそが世界の一致した合意であることが、ここに示されている。紛争を暴力によらずに解決するという願いを、今ほどに圧倒的多数の人々、都市及び国家が抱いたことはない。

2000年5月のNPT再検討会議は、「核兵器国が、保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」という公約を含む最終文書を全会一致で採択した。国際社会の大勢がこの公約の実行を求めているに対して、米国はいわゆる「使える核兵器」を開発する意図があり、非核兵器国に対してさえ核を先制使用する権利を留保すると公言している。このような米国からの新たな脅威に直面した北朝鮮は、NPTから脱退し、

核兵器を現に保有していると宣言した。インド、イスラエル、パキстанは未だNPTに署名しておらず、現在の国際的雰囲気から、これらの国々に署名を奨励するものでないことは確実である。このように、核兵器の管理に関する世界の最も重要な取組みであるNPT体制は、崩壊の危機に瀕している。

平和市長会議は、ここに各国政府に対して、対話を深め、信頼醸成とNPT体制の維持・強化のために誠実に努力し、以下の措置をとることを要求する：

- (1) 核兵器国、及びNPT非加盟国を含む事実上の核兵器国が、ただちに核開発計画を停止し、包括的核実験禁止条約をすみやかに発効させること。
- (2) 原爆投下60周年の日の直前にニューヨークで開かれる2005年NPT再検討会議において、条約加盟国が核兵器のない世界への道筋を描く作業に着手し、2020年までにその目標を実現するという誓約を行うこと。

我々は、核兵器廃絶と戦争のない世界の創造に向けて、新たな決意をもって行動することを市民を名において宣言する。

2003年10月18日
 平和市長会議第6回理事会
 (訳：ピースデポ)

*10月25日時点で、平和市長会議の手続きが完了していない非公式文書である。

質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、すべての核兵器国が、もはや軍事上必要とされないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、できるだけ速やかにIAEAあるいは関連する国際的検証措置の下に置くこと、また、かかる物質を永久に軍事計画の枠外に置くことを確保する目的で、平和的目的のために処分するようにすることを要請する。

- 8 核兵器のない世界を実現・維持するための核軍縮合意の遵守を保証するために必要とされる、IAEAの保障措置を含む検証能力のさらなる開発の重要性を強調する。
- 9 すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散を防止し抑制するための努力を倍加し、これら兵器の拡散に資する可能性のある装置、材料、技術を移転しないとの政策を、かかる政策がNPT上

の加盟国の義務に一致することを確保しつつ、必要に応じて確認し強化することを要請する。

- 10 すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物質の安全性、安全な保管、効果的な管理および防護に関し、これらの物質が特にテロリストの手に渡るのを防止するため、可能な限り高い水準を維持するよう要請する。
- 11 包括的な保障措置協定及び追加議定書の発効促進のために、2000年9月22日採択のIAEA総会決議GC(44)/RES/19、および2003年4月のIAEAの最新行動計画で概括された行動計画の要素の実施を引き続き検討するようIAEA加盟国に勧告した、2003年9月19日のIAEA総会決議GC(47)/RES/11の採択を歓迎

するとともに、その重要性を強調し、同決議の早期かつ完全な履行を要請する。

- 12 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励する。
 (訳：ピースデポ)
 印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

◆◀ 6ページ沖縄日誌からつづく

練中の米強襲揚陸艦が漁船に接近と判明。
 10月10日 宜野湾市議会、一般会計補正予算案から、市長が公約に掲げる普天間5年以内返還の促進事業費を削除した修正案を可決。
 10月13日 対潜水艦用の新型低周波ソナーについて、日本周辺に限定して使用する条件で米海軍と米環境団体が合意。
 10月17日 日米首脳会談、沖縄の基地の整理・縮小の基本姿勢を確認。地位協定問題などには触れず。

◆◀ 1ページからつづく

だけでなく、NAC決議を支援することによって非核兵器国の団結を示せば、それだけ自分たちの政策の前進も勝ち取ることができるはずである。団結を示さないことで、核兵器国にも非妥協的な態度をとりやすくする。

NACは他の非核兵器国と充分の協議をしない

2002年決議以来、NACはジュネーブやニューヨークで積極的に非核兵器国と協議を重ねた。その結果、非戦略核の中央保管(主文10節e項)、核兵器が非国家主体に渡ることへの懸念(前文3節)など具体的な決議案テキストに反映されてきた。また、NAC決議を提案したドゥアルテ・ブラジル大使の演説(10月20日)は、「NAC決議を修正する建設的意見を歓迎する」と述べている。

日本決議

日本決議案の全訳を4-5ページに掲げた。それは、基本的には2002年決議と変わらない。CTBT(包括的核実験禁止条約)に関して、早期発効の重要性と緊急性を、米国と対立して要求していること

は、歓迎すべきことである(主文3節a)。また、FMCT(兵器用核分裂物質生産禁止条約)に関しては、2004年交渉開始、5年以内締結の要求を昨年と同様に行った(主文3節b)。

前文は情勢を反映して若干変化した。しかし、そこで印象づけられるのは、核拡散への危機感の表明(前文6節)と米ロ・モスクワ条約と核兵器国の努力に対する肯定的な評価(前文7節)である。そして、何より先特徴的なのは、新アジェンダ決議案が述べている「核兵器の使用の正当化、および起こりうる新型核兵器の開発など、安全保障戦略の一環として核兵器により広い役割を認めるアプローチ」への深い懸念(前文21節)を、日本がまったく表明していないことである。つまり、日本決議は核拡散のみに目を向けて、核兵器国、とりわけ米国の危険な動向への批判を語らない、不公正な立場をとっている。

このアンフェアな態度は、NAC決議が昨年について取り上げている「法的拘束力のある安全の保証」(主文18、19節)を、日本政府がまったく取り上げていないこととも関係している。本誌が繰り返し書いてきたように、2000年合意の中で「安全

の保証」問題は、2005年に向けて極めて重要な位置を占める。

これらの日本決議のすつきりない態度は、すべて「核の傘」政策に起因している。米国の核兵器こそが日本を守るとするこの政策は、米英のイラク戦争をいち早く支持した日本外交と同じ根から出ている。日本の核兵器廃絶運動は、その意味で日本の誤った外交政策をかえる最前線にいることを自覚すべきではないだろうか。社会を広く巻き込む戦線の再構築が必要とされている。その意味で、別記事の「シティ・キャンペーン」の活用を訴えたい。(梅林宏道)

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- FMCT=兵器用核分裂物質生産禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- ICJ=国際司法裁判所
- MPI=中堅国家構想
- NAC=新アジェンダ連合
- NAM=非同盟運動
- NPT=核不拡散条約

日誌

2003.10.6~10.20

(作成:中原聖乃、中村桂子)

NAC=新アジェンダ連合、PSI=拡散防止構想、WB=ホワイト・ビーチ、WMD=大量破壊兵器

10月6日 第58回国連総会の第一委員会(軍縮)始まる。

10月7日 小泉首相、中国の温家宝首相、韓国の盧武鉉大統領と会談。北朝鮮の核問題に関する日中韓首脳による初めての共同宣言に署名。

10月7日 米海軍横須賀基地で、4-5日にかけて、停泊中の空母キティホークから廃油5万7千リットルが横須賀港に漏出と明らかに。

10月7日 北朝鮮の外務省報道官、核問題を巡る6カ国協議に日本が参加することを拒否する談話を発表。朝鮮通信(東京)。

10月8日 パキスタン、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトフ4(別名シャヒーン1)」の発射実験に成功と発表。

10月9日 イラク復興支援特措法でイラクなどに派遣されていた政府調査団が帰国。

10月9日 WMD拡散阻止を目指すPSIの会合、ロンドンで(～11日)、日本など11カ国が参加。

10月14日 パキスタン、8日の実験と同型のミサイルの発射実験に成功と発表。

10月15日 第12回南北閣僚級会談、平壤で開催(～17日)。

10月15日 福田官房長官、イラクの復興支援に向けた資金を向こう1年間で総額15億ドル拠出すと正式に発表。

10月15日 政府、第一委員会に「核兵器完全廃棄への道程」決議提出。NAC、新アジェンダ決議など提出。(本号参照)

10月16日 安保理、イラクへの多国籍軍派遣や復興計画をめぐる決議を全会一致で採択。

10月17日 日米首脳会談。北朝鮮問題、6カ国協議を通じて平和解決を目指すことで一致。

10月18日 韓国政府、国家安全保障会議でイラクへの追加派兵を決定。

沖縄

10月6日 嘉手納基地で、F15戦闘機と韓国烏山基地所属のF16戦闘機が緊急着陸。

10月7日 勝連町WBに、米原潜ヘレナが入港。同日、出港。

10月8日 政府、北谷町のキャンプ桑江北側地区と隣接の陸軍貯油施設を特定跡地に指定。

10月8日 嘉手納基地で、F15が緊急着陸。

10月8日 WBに米原潜サンフランシスコが入港。同日、出港。

10月10日付 9月25日に辺野古沖で無通知訓練

5ページ右下へつづく➡◆

ピースデポの会員になって下さい。

新サービス始めました!

『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系はこれまでどおり変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。

また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、石田恭子、市岡真之、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、梅林宏道